

## 総務政策委員会記録

開会年月日	令和元年7月1日
開会時刻	午前9時59分
閉会時刻	午前10時35分
出席委員名	◎北村 勝 ○吉井詩子 井村貴志 鈴木豊司
	岡田善行 吉岡勝裕 品川幸久 西山則夫
	中山 裕司 議長
欠席委員名	なし
署名者	井村貴志 鈴木豊司
担当書記	倉井伸也
審査案件	議案第8号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第3号） （総務政策委員会関係分）
	議案第9号 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報 の発行に関する条例及び伊勢市特別職の職員で非常 勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改 正について
	議案第10号 伊勢市市税条例等の一部改正について
	議案第11号 伊勢市都市計画税条例の一部改正について
	議案第12号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について
	議案第17号 伊勢市火災予防条例の一部改正について
	議案第20号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について
	議案第21号 小型動力ポンプ付軽積載車の取得について
説明員	総務部長、総務部参事、管財契約課長、管財契約課副参事、 情報戦略局長、情報戦略局参事、財政課長、環境生活部長、 環境生活部参事、市民交流課長、消防長、消防本部次長、 消防本部参事、消防本部総務課長
	その他関係参与

## 審査経過

北村委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に井村委員、鈴木委員を指名した。

その後、直ちに議事に入り、去る6月24日の本会議において審査付託を受けた「議案第8号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第3号）中、総務政策委員会関係分」外7件を審査し、すべての議案について全会一致で原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時59分

### ◎北村勝委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は、委員長において井村委員、鈴木委員の御両名を指名いたします。

本日御審査願います案件は、去る6月24日の本会議におきまして、総務政策委員会に審査付託を受けました8件であります。案件名については審査案件一覧のとおりです。

お諮りいたします。

審査の方法については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申し出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## 【議案第8号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第3号）（総務政策委員会関係分）】

### ◎北村勝委員長

それでは、「議案第8号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第3号）中、総務政策委員会関係分」を御審査願います。審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書、10ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目18市民交流推進費を御審査願います。

御発言はありますか。

岡田委員。

### ○岡田善行委員

それでは、すみません。伊勢まつり開催事業について、少しだけお聞かせください。

この予算は、ディズニーパレードの警備の予算と聞いております。このイベント自体は全国でディズニーさんがやってくれているということで聞いておりますけど、県内ですと

津まつりさんのほうで何回かされているということをご認識しております。まず、どの程度の車両がディズニーさんから来て、時間的な問題もどれぐらいするのか、また警備内容もどのような警備をするのか、もう少し詳しく教えてください。

◎北村勝委員長  
市民交流課長。

●木村市民交流課長

車両につきましてはステージのついたバス2台でございます。パレード時間は30分程度の予定です。警備内容につきましては、パレード及び会場周辺警備で20名の増、駐車場警備で10名の増、合計30名をふやす予定でございます。

◎北村勝委員長  
岡田委員。

○岡田善行委員

わかりました。30名程度人をふやすということで、時間的には30分ということですが、去年の伊勢まつりについて、駐車場につきましては、宮川左岸の親水公園、こちらに400台ぐらい確保しているとお聞きしておりますけれども、今年は多分去年よりはるかに上回ると思いますが、去年の実績でどの程度駐車場が埋まっているのかお聞かせください。

◎北村勝委員長  
市民交流課長。

●木村市民交流課長

実績としまして7割程度でございました。余力スペースは3割程度でございます。

◎北村勝委員長  
岡田委員。

○岡田善行委員

わかりました。今の話ですと、去年で7割程度埋まっており、余力は3割ということをお聞かせいただきました。今回のパレード、まだほかの来場数というのはふえると思いますので、満車になる可能性がすごく高くなってくると思います。やはり今年度はもう少し余裕のある台数が必要になると思いますけど、津まつり自体でやっていますし、他県からのデータというのも確認して検証していると思いますので、どのような対応を考えているのかお聞かせください。

◎北村勝委員長  
市民交流課長。

●木村市民交流課長

津まつりでは、通常来客数22万人に加えて、4万人程度の増と伺っております。当まつりは、津まつりのおおよそ半分規模でございますので、通常来客数9万人に加えて2万人程度の増を見込んでおります。その増を見込みまして、通常親水公園の400台に加えまして、新たに宮川右岸、宮川堤公園に200台をふやす予定でございます。全体で600台の確保となります。

◎北村勝委員長

岡田委員。

○岡田善行委員

わかりました。200台余分にふやして600台、こちらのある程度の計算でいけるという感じで確保しているとは思いますが、やはりあの2万人ほどの増加ということ聞かせてもらいました。今回のまつりですと、市外や県外の方々もまた来場する可能性があると思います。駐車場も今の話、600台と限られた台数しかございませんので、公共交通機関を使ってもらおうということをしていかなければならないと思いますけども、こちらのほう、広報、ホームページはすると思いますが、他にもやらなければならぬと思っておりますが、どのようなことをするかお聞かせください。

◎北村勝委員長

市民交流課長。

●木村市民交流課長

多くの来場者が予定されますので、おっしゃっていただきました広報いせ、市のホームページ、それから新聞の折り込み、SNS、自治会等依頼でしっかりと周知をしていきたいと思っております。

◎北村勝委員長

岡田委員。

○岡田善行委員

わかりました。周知のほうはしっかりしていただきたいと思っております。このイベント自体は大きなまつりのパレードになる地域でディズニーさんがやってくれるということであって、当市も初めてこのようなパレードをしてもらえるとということになりました。

これをきっかけに、今後もまた当市で、今年度以外でも、ディズニーさんやほかのイベントもできて、また伊勢まつりが活性化するように努力していただきたいのと、観光をメインにしている当市でございますので、当日トラブルがないように頑張ってくださいと思いますので、よろしく申し上げます。

◎北村勝委員長  
品川委員。

○品川幸久委員

ちょっと内容だけ聞きたいんですけど、毎年、伊勢まつりは出とるわけなんですけど、いろんなパレードのときにディズニーさんが来たらね、今の話でいくと1万人ぐらい余分に増えるっていうことになろうかと思うんですけど、道路を使ったときに道路の中で見れるのか、道路の外、歩道の部分で見れるのかっていうところをちゃんとしとかんと、歩道の部分もいろんな展示物があって非常に厳しいのかな。かと言って、中に入ってその車と一緒にぞろぞろとついてくっていうと警備が普通ではおさまらんのかなっていうふうにちょっと心配をしとんのですけど、もう計画は入っと思うんで、どんな具合なんかを教えてくださいほしいですね。

●木村市民交流課長

警備の内容につきましては、車道以外のところで皆さんにロープを張ってですね、それ以上入らないような形で予定をしております。

◎北村勝委員長  
品川委員。

○品川幸久委員

真ん中のセンターの部分がありますよね。普段、パレードの時にあそこのところにたくさんの方が見ておるわけなんですけど、そこのところも全部除外をするっていうことでよろしいですか。

◎北村勝委員長  
市民交流課長。

●木村市民交流課長

車道が二つあると思うんですけども、新道側のほうにパレードを予定しております。ですので、ローソンがあるほうには人は入っていただく予定でございまして、その真ん中の中央分離帯につきましては、入っていただかないように整備をしていきたいと考えております。

◎北村勝委員長  
他に御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、以上で款2総務費の当委員会関係分の審査を終わります。

次に、26ページをお開きください。款15予備費を款一括で御審査願います。  
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、以上で款15予備費の審査を終わり、歳出の審査を終わります。

次に、8ページにお戻りください。歳入の審査を一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

款20のふるさと創生基金繰入金につきまして、若干お聞かせいただきましたと思います。

今回、5,398万2千円の増額となっております。これ、工場等誘致奨励事業に同額の追加補正が計上されておりました、こちらに充当されることになるのかなというふうに思うわけですが、このふるさと創生基金繰入金1億3,939万3千円、この充当先につきまして教えていただきたいと思います。

◎北村勝委員長

財政課長。

●大西財政課長

ふるさと創生基金の充当先についてのお尋ねでございます。先ほどですね、鈴木委員に御紹介いただきましたとおりですね、今回は商工費の中の産業支援推進費、工場等誘致奨励事業、こちらのほうに充当させていただきます。

御質問は当初予算のときのことかと理解しておりますが、こちらにつきましても同様にですね、工場等誘致奨励事業のほうに充当させていただいております。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今回、全て工場等誘致奨励事業に充当されるということで聞かさせていただきました。

このふるさと創生基金でございますが、これは合併前の伊勢市におきまして、ふるさと創生1億円事業の1億円と市政100周年記念事業の基金を合わせて設置されたというふうに認識をしております。

平成29年度決算におきましては、16億2,800万円程の基金にのぼってました。このふるさと創生基金の目的といいますのが、ふるさと創生に要する資金に充てるということであるんですが、このふるさと創生基金が充当可能な事業というものはどのような事業を想定されておるのか、その点お聞かせいただけないですか。

◎北村勝委員長  
財政課長。

●大西財政課長

ふるさと創生基金につきましては、ふるさと創生基金条例のほうでその設置を定めております。目的といたしましては、ふるさと創生に要する資金に充てるためというふうに規定がなされております。

ふるさと創生というのは、非常に解釈のしようによっては幅の広い捉え方もできるのかなというふうに思っております。ただ、現状といたしましては、ふるさと創生基金の充当につきましては、基本的には今回ですね、充当させていただきました工場等立地促進事業等のこちらの事業に充てるということを想定をさせていただいております。といいますのは、サン・サポート・スクエアですね、これまで用地を売却をしておりました、その売却益につきましては、その一部をですね、ふるさと創生基金に積み立てを行ってきているというそういった経緯もございます。そういったことから、今回、充当させていただいております商工費のほうの事業に充当をさせていただいているというのが現状でございます。以上でございます。

◎北村勝委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、ありがとうございます。今、ふるさと創生基金につきましては、現在は工場誘致の関係に全て充当をしておるということでございますが、この基金設置の経緯からずっと見てみますと、もっとこの基金を活用してですね、市民の有益な事業というんですか、それらに充てるべきかなというふうに思うんです。今、循環バスであったり、駅前再開発が大変注目を浴びておるわけでございますが、これはこれで大変伊勢市にとっては大きな事業で重要であるということは理解させていただくんですが、このふるさと創生基金をもっと活用していただいて、ふるさとを創り出すための施策、そういうものを全市的に展開をしてほしいなというふうに思っておるんですが、その基金の活用につきまして、これからどうしていく、これからの考え方ですね、どうやって使っていくのか、その辺お聞かせ願えないですか。

◎北村勝委員長  
財政課長。

●大西財政課長

御意見ありがとうございます。もう少し幅を持たせて広範な分野においても検討をすればどうかという、そういった御趣旨かと理解させていただきました。御意見いただいた部分をですね、参考にさせていただきながら、今後どういった事業に充当していくことが有効なのかということですね、もう少し広い範囲で検討を進めてまいりたいと、このよ

うに考えております。以上でございます。

◎北村勝委員長

よろしいですか。他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

他に発言もないようですので、以上で、歳入の審査を終わります。

次に、1ページにお戻りください。1ページの条文の審査を一括でお願いします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、条文の審査を終わります。

以上で、議案第8号中、総務政策委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第8号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第3号）中、総務政策委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### **【議案第9号 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例及び伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について】**

◎北村勝委員長

次に、条例等議案書の1ページをお開きください。1ページから6ページの「議案第9号 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例及び伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、以上で「議案第9号」の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第9号 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例及び伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第10号 伊勢市市税条例等の一部改正について】

◎北村勝委員長

次に、7ページをお開きください。7ページから52ページの「議案第10号 伊勢市市税条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

16ページの第4条、伊勢市市税条例等の一部改正に関連しまして、伊勢市の例規集について少しお尋ねをさせていただきたいと思えます。

この平成29年の条例第10号につきましては、平成29年3月31日に交付されまして、今年の10月1日に施行されるということなのですが、この条例を審査したのがですね、平成29年の3月定例会でございました。当時の例規集につきましては条文中に未施行という形で整理がされておりまして、改正の経過が見えるような形での工夫をお願いをさせていただきましたところ、未施行の例規ということで別枠で整理をしていただいております。

今回、未施行の例規を見ましたら、56本の条例の記載がございまして、その数の多さに驚いたんですが、よく見てみますと45本の条例が消費税関連の改正でございまして、本年10月1日にはなくなるということで理解をしたところでございます。

今回、この条例改正を審査する中で、この例規集の未施行の例規におきまして、平成29年条例第10号で検索ができなかったということでありましたので、6本の市税条例の掲載があったんですが、上から順番に開いていくことにしました。幸いにしまして一番上の条例が該当しまして、次の第5条の改正につきましては2段目の条例が該当するということがあったんですが、この未施行の例規につきましてはもう少し工夫をしていただく必要があるのかなというふう感じたところでありますので、質問をさせていただきたいと思えます。

例えばですね、未施行の例規のかがみといいますか見出しの部分に、例規名称、制定年月日、種別番号、施行年月日の順で見出しが記載をされております。このうち、制定年月日と種別番号というものは、冒頭の市税条例を確定させるためのものでありまして、例規名称とともにその部分の記載をしていただいで、実際、制定年月日と種別番号の欄にはですね、この施行年月日に関わります条例の交付の年月日とその改正の条例番号を入れるべきではないかなというふうに思いました。理解いただけると思うんですが、今回の場合で

あればですね、市税条例の1段目につきましては、平成29年3月31日交付、条例第10号、そして施行がですね、令和元年10月1日という形で記載をしていただいたらなというふうに思ったわけでございます。そのように一部改正条例の交付年月日、条例番号を掲げていただくと、平成29年条例第10号でもって簡単に検索ができるのかなというふうに思いましたんで、その辺の工夫がひとつできないかなというふうに思いますもんで、その点いかがでしょうね。

◎北村勝委員長  
総務部参事。

●中川総務部参事

例規集の掲載方法について御提案をいただきました。すみません、この件は業者のほうでどれだけできるかっていうのがありますので、ひょっとするとシステム改修とかバージョンアップが必要な場合も考えられますので、そこら辺はちょっと業者さんとまた相談をさせていただきたいと思います。御提案いただいた内容は、見やすいということを考えますと御提案いただいたとおりだと思いますので、またその方向で検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

◎北村勝委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

よろしくお願ひしたいと思います。それともう一点ですね、改正の表示の方法につきまして少しお尋ねをさせていただきたいと思うんですが、この17ページでございます。下から10行目、11行目あたりに附則第16条第1項の改正規定が書いてもらっております。ここを読んでみますと「を」をですね、3回連続して出てきたりして、どこで区切っていいのか大変複雑でわかりにくい表現になっておりました。平成29年3月定例会の議案を引っ張り出してきて、見て、ようやく理解をさせていただいてころでございます。条例改正には一定の決め事がありましてですね、難しいかもしれませんが、今回の改正の上にさらにかぎ括弧をくくりの部分に加えてもっとわかりやすく表現することができなかったのか、その辺いかがですか。本当これを見とってわからなかったです。

◎北村勝委員長  
総務部参事。

●中川総務部参事

すみません。これはもう立法技術の話になるんですが、いわゆる改め文方式ですというふうな表記の方法になります。いわゆる二重括弧をここでつくるということになりますと、原文とちょっと違いがでてくるということになりますんで、若干その点はどうすべきかというのは難しいところだと思います。ただ、おっしゃられましたように改正経過が

わかりやすいというのは心掛けやないかと思いますが、今回は総務省から出ております準則、今で言えば参考例とか条例例とかいう言い方をしておりますけども、それに従って作成したものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

◎北村勝委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員  
準則に準じて改正するのは理解をさせてもらうんですけど、恐らく二重括弧をつけてもですね、現状と異なることにならんというふうに思いますので、またその辺一度研究もしていただければというふうに思います。終わります。

◎北村勝委員長  
そこら辺、ちょっと研究していただいて、またお願いしたいと思っております。  
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長  
御発言もないようですので、以上で議案第10号の審査を終わります。  
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長  
ないようですので、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。「議案第10号 伊勢市市税条例等の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長  
御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第11号 伊勢市都市計画税条例の一部改正について】

◎北村勝委員長  
次に、53ページをお開きください。53ページから59ページの「議案第11号 伊勢市都市計画税条例の一部改正について」を御審査願います。  
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長  
御発言もないようですので、以上で議案第11号の審査を終わります。  
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第11号 伊勢市都市計画税条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第12号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について】

◎北村勝委員長

次に、60ページをお開きください。60ページから65ページの「議案第12号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、以上で議案第12号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第12号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第17号 伊勢市火災予防条例の一部改正について】

◎北村勝委員長

次に、91ページをお開きください。91ページから96ページの「議案第17号 伊勢市火災予防条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、以上で議案第17号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第17号 伊勢市火災予防条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第20号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について】

◎北村勝委員長

次に、103ページをお開きください。103ページから105ページの「議案第20号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

ちょっとここでお聞きしたいんですけど、入札結果を見ると予定価格をオーバーしているところが3社で、それ以内のところは1社ということで、98.65%で落ちとるわけなんですけど、ここに書いてある予定価格というのは一体どういうふうにはじかれておるのかお聞きしたいと思います。

◎北村勝委員長

消防本部総務課長。

●堀江消防本部総務課長

予定価格の形成の方法でございますが、消防車などは車両自体が特殊ですので、適正価格が見極めにくいのも事実でございます。予定価格の形成方法についてですが、3社から参考見積もりをあらかじめ徴取しまして、それで形成しております。以上です。

◎北村勝委員長

品川委員。

○品川幸久委員

ありがとうございました。消防についてはなかなか特殊なところがあって、いつも満額に近い金額で落つてくということが、私もちょっと2回ぐらい質問もしたこともあるんですけど、今の方法でいくとですね、3社でいいとこどりをするわけですね。見積もりをして、この部分はうちが安い、じゃあB社はここが安いな、C社はこの部分、いろんな部品があって、その積み重ねで総額が出てくると思うんですけど、安いところをとって

予定金額をはじいたっていうことを確認したいんですが、よろしいですか。もう一回お願いします。

◎北村勝委員長  
消防本部総務課長。

●堀江消防本部総務課長  
そのとおりでございます。

◎北村勝委員長  
品川委員。

○品川幸久委員  
そうするとですね、今回の場合は1社が落札が出たんですけど、A社はそのところが安かったけど他の部分が高かったっていうことになってくると、実際、入札不調になるって可能性は非常にあるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうですかね。

◎北村勝委員長  
消防本部総務課長。

●堀江消防本部総務課長  
その点につきましては可能性としてあると思っております。ただ、今回ですけども、防衛省の補助事業を使っております、そちらのほうからの指示もございますのでそうさせていただきます。以上です。

◎北村勝委員長  
品川委員。

○品川幸久委員  
今回は、防衛省のそれがきたからそういうやり方をしたということによろしいか。もう一回お願いします。

◎北村勝委員長  
消防本部総務課長。

●堀江消防本部総務課長  
すみません。消防車の場合は今までもこれに準じてやっておるところでございます。ただ、今後に関しては研究をしていきたいと思っております。以上です。

◎北村勝委員長  
品川委員。

○品川幸久委員

大いに研究をしていただきたいと思うんですけど、まあ昔、はしご車とかいろいろあってですね、ここに入札されるところが直営店であったがためにですね、なかなかほかの者が入札してもやっぱりそれを下回ることができないというような話も昔、消防の方で委員会でお話を聞いたと思うんですけど。そこら辺がありますのでね、特別な車両なんですけど、まあやっぱり市民のために少しでも頑張ってお話を聞いていただきたい、そんなふうに思います。終わります。

◎北村勝委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、以上で議案第20号の審査を終わります。  
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第20号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしました。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第21号 小型動力ポンプ付軽積載車の取得について】

◎北村勝委員長

次に、106ページをお開きください。106ページから108ページの「議案第21号 小型動力ポンプ付軽積載車の取得について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今回、消防団の小型動力ポンプ付軽積載車4台を買われるということなんですが、参考として添付をしていただいております入札結果調書にですね、摘要欄に無効という表示

がございました。この無効というのはこれまであまり記憶がないんですが、どのような状況であったのか、その辺の説明をいただけないでしょうか。

◎北村勝委員長  
管財契約課副参事。

●北村管財契約課副参事  
内容が無効であったものですが、提出いただいた入札書の記載に不備がございましたことから、無効という形で処理をさせていただきました。以上でございます。

◎北村勝委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員  
その不備の内容はお聞かせいただけないんですかね。

◎北村勝委員長  
管財契約課副参事。

●北村管財契約課副参事  
入札公告のほうにですね、契約希望価格は110分の100に相当する価格を入札することという形で公告させていただいておりましたが、入札書のほうに108分の100に相当する価格の記載があったことから、不備とさせていただきました。以上でございます。

◎北村勝委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員  
それは、入札書にそういう記載があったということなんですか。

◎北村勝委員長  
管財契約課副参事。

●北村管財契約課副参事  
入札書の書式としまして、課税の事業所と非課税の事業所が入札札を入れますときに金額が競争しづらいという形で、税の部分を抜いたところと税がかからないところは希望価格から110分の100の計算で出したものを入札札として入れていただくようにさせてもらっています。以上でございます。

◎北村勝委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

すみません、ちょっとよく理解できなかつたんですが、その入札額の決定といいますのは、どちらで判断をされるわけですか。

◎北村勝委員長  
管財契約課副参事。

●北村管財契約課副参事

簡単に申しますと、税がかかる法人につきましては税抜きで競争していただいております。税がかからない法人につきましては税抜きの額を入れてもらいますと丸々の契約金額が入札額となることから、競争するために税の部分を抜いた金額を入れていただくように記載のほうをさせてもらっています。以上でございます。

◎北村勝委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ますますわからなくなってきましたんですけど、要は無効となった落札については今回の落札額には影響がなかったということで理解させてもらっていいんですかね。

◎北村勝委員長  
管財契約課副参事。

●北村管財契約課副参事

すみません、無効とさせていただいておりますので、金額の比較はさせてもらっていません。以上でございます。

◎北村勝委員長  
よろしいですか。他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、以上で議案第21号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第21号 小型動力ポンプ付軽積載車の取得について」は、原

案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で、付託案件の審査はすべて終了しました。

お諮りいたします。委員長報告文の作成については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上でご審査いただきます案件の審査は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時35分

上記署名する。

令和元年7月1日

委員長

委員

委員